

## 島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例について

島根県農林水産部林業課

## 1 改正の理由

現行の島根県水と緑の森づくり税条例は、個人にあっては平成26年度分をもって、法人にあっては平成27年3月31日をもって課税の適用期間が終了することから、それぞれ5年間延長するため、所要の改正を行いました。

## 2 制度の概要

趣旨 (要約)	すべての県民が等しく享受している公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため
課税方式	個人の県民税及び法人の県民税の均等割の超過課税方式
納税義務者	○個人：毎年1月1日現在で県内に住所がある個人 ○法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人
税率 (超過部分)	○個人：年500円（県民税の均等割額年1,500円に500円を加算） ○法人：均等割額の5%相当額（資本金の額により1千円～4万円）
徴収方法	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(個人)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人事業者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">給与所得者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">雇用主</div> <div style="margin: 0 5px;">↓特別徴収</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</div> <div style="margin: 0 5px;">↓納入</div> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(法人)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人事業者</div> <div style="margin-top: 5px;">↓申告納付</div> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">市町村</div> <div style="margin: 0 10px;">→支払→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">県</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">普通徴収</p>
税収の管理	各年度の税収から市町村へ交付する徴収取扱費を控除した額を「島根県水と緑の森づくり基金」に繰り入れ、水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充当
適用期間 (現行)	○個人：平成17年度から平成26年度までの各年度分の均等割 ○法人：平成17年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度等の均等割

## 3 改正の内容

超過課税の適用期間を5年間延長する。

個人	平成26年度まで	→	平成31年度まで
法人	平成27年3月31日まで	→	平成32年3月31日まで

## 4 施行期日

平成27年4月1日

## 5 税収見込

H27年度～H31年度 約10億円

## 6 使途

- (1) 再生の森事業
- (2) みーもの森づくり事業
- (3) 森づくり推進事業

# 水と緑の森づくり税アンケート調査及びパブリックコメントについて

島根県農林水産部林業課

## ◎アンケート調査

### ○目的

水と緑の森づくり税や水と緑の森づくり事業をはじめとする島根県の森林づくりに対する県民の思いや期待などを把握し、今後の施策推進の参考とする。

### ○方法

- ・調査年度：平成22年度～平成26年度
- ・調査方法：2000人へアンケート郵送、回答者記入
- ・アンケート対象者：20歳以上の島根県民（無作為）
- ・アンケート回答数：

アンケート回答者数		単位：人			
調査年度	H22	H23	H24	H25	H26
回答者数	827	654	713	675	736

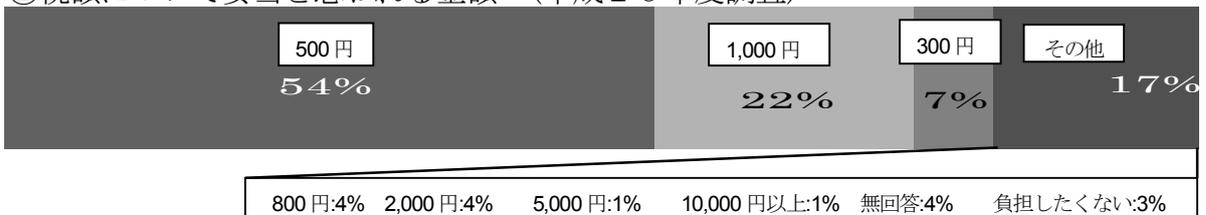
※平成23年度から島根大学と共同研究として調査を実施

### ○主な結果

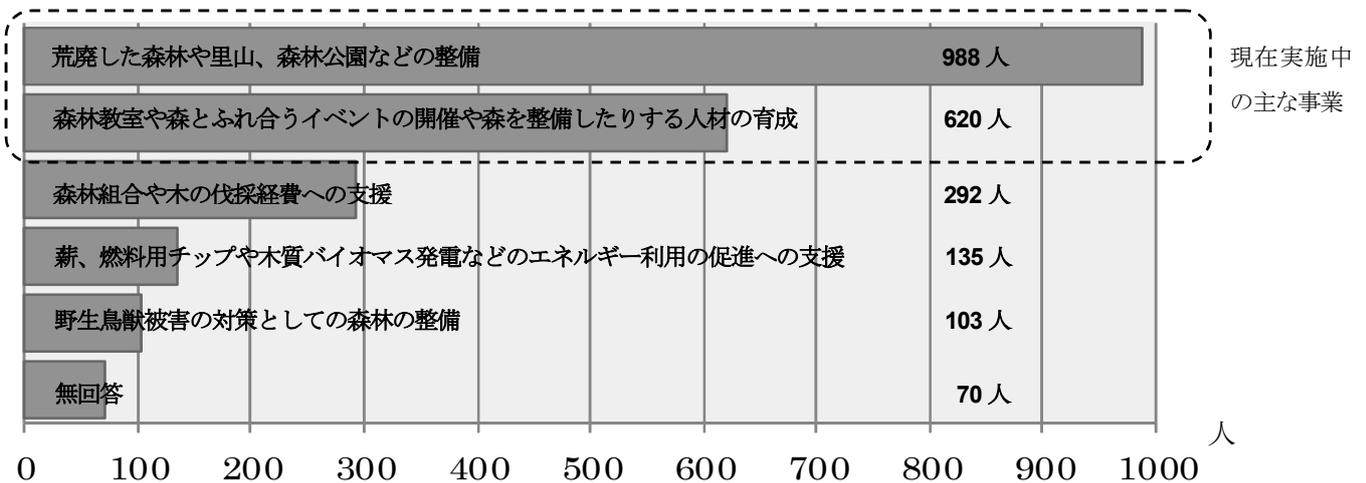
#### ①税・事業の認知度と事業への理解

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
認知度	41%	45%	48%	47%	45%
事業への賛否	76%	-	88%	88%	91%

#### ②税額について妥当と思われる金額（平成26年度調査）



#### ③税の使い方として妥当な事業（平成26年度調査） 大項目別に集計



※回答は妥当な事業を3つ回答

◎パブリックコメントへの意見【概要】

分野	主な意見要旨	県の考え方	
事業実施 税額等	事業の継続を希望する。	県民の皆さんのご意見などを踏まえ、税率は据え置いたままで、5年間継続したいと考えている。	
	税額は現在の500円のままで良い。		
用途	再生の森事業	他の事業で境界確認の支援を実施している。 他事業で対応出来ない当事業にかかるものについて、検討を行う。	
	再生の森事業	荒廃した森林の不要木を伐採する事業であるため、伐採木の搬出など事業趣旨が異なる施業は考えていない。	
	みーもの森づくり事業	竹林の整備を実施したが、その後の維持が大変である。 数年後にもう一度、再度事業を認めて欲しい。	最初の森づくり活動の後、維持管理等のための継続事業を実施可能としている。 継続事業が実施しやすいように制度の改正について検討を行う。
		継続事業は上限5万円しかない、十分な活動が出来ないので、増額をお願いしたい。	
	森づくり推進事業	認知度が低い。みーも通信を県内全戸配布にはどうか。	みーも通信の全戸配布は予算的に難しいが、県民の目に付きやすい配布場所（ドラッグストア）などの検討、県、市町村の広報紙等の利用など、効果的な事業PRを今後も検討していく。
二酸化炭素の吸収源になっていることをもっと発信する必要がある。		「みーも通信」や普及イベント等でその他の公益的機能と併せて周知を図る。	
その他	地元にはいない地主や誰のものか分からない森林が相当あると思われる。 所有者の承諾が無くても間伐が出来る条例を定め、間伐を実施してはどうか。	承諾を得た森林の施業だけでも毎年700haを超える森林を整備しており、対象となる森林がまだある。 今後もこうした森林を対象とした事業を行って行く。	

【参考】

1. パブリックコメントの実施期間

平成26年10月1日～31日

2. パブリックコメントの実施方法

県インターネットホームページ、県情報公開センター、県情報公開コーナーで骨子（案）を公開し、電子メール、ファクシミリ、郵便で意見募集を行った

3. 意見提出状況 7件

- (1) 提出者住所 松江市2件、雲南市2件、浜田市2件、津和野町1件  
 (2) 提出方法 電子メール5件、ファックス2件